

山梨県公報

第千四百八十九号

平成十六年

七月一日

木曜日

目次

告示

道路の供用開始……………四五五
建築基準法に基づく道路位置指定……………四五五

公告

職業訓練指導員試験の実施……………四五五
甲府都市計画の変更案の縦覧……………四五八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四五八
土地改良区役員の退任及び就任……………四五八

告示

山梨県告示第三百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年七月一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府敷島菲崎線	北巨摩郡双葉町大字竜地字池久保四四二七番の四地先から北巨摩郡双葉町大字竜地字池久保四四九二番の八地先まで	一〇〇・〇	平成十六年七月一日

山梨県告示第三百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十六年七月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の位置
南アルプス市浅原字中河原八七番一
- 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 道路の延長
三八・一六メートル

公告

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
平成十六年七月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 試験を実施する職種及び試験科目
1 次の職種について学科試験を行う。
機械科、電子科、和裁科及び建築科
- 試験の科目は、次のとおりとする。

職種	免許	学科試験の科目		指導方法
		関連	学	
機械科	一 系基礎学科	一 機械工学(機械要素、機構と運動)	二 材料(材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤)	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心

<p>建築科</p>	<p>和裁科</p>	<p>電子科</p>	
<p>一 系基礎学科 1 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規） 2 安全衛生（安全管理、衛生管理）</p>	<p>一 系基礎学科 1 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） 2 縫製法（縫製法、縫製用材料） 3 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） 2 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）</p>	<p>一 系基礎学科 1 電気理論（電気磁気学、直流及び交流理論） 2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学測定法） 3 電気及び電子機器（電気機器、電子機器） 4 材料（電気材料、電子部品） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝送工学及び通信処理） 2 機器設備（端末設備、伝送交換設備、ネットワーク） 3 制御工学（制御理論、数値制御、コンピュータ制御） 4 工作法（電子機器の組立て、修理及び調整法）</p>	<p>3 工作法（NC工作法、機械工作法、ジグ、工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法） 2 機械製図（機械製図法、機械設計法、テクニカルイラストレーション）</p>
<p>四 生活指導 五 職業訓練関係 係法規</p>			

<p>全職種共通</p>	<p>免除を受けることができる者</p>	<p>免除の範囲</p>
<p>免除職種</p>	<p>免除を受けることができる者</p>	<p>免除の範囲</p>
<p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>免除を受けることができる者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系</p>
<p>二 専攻学科 1 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画） 2 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算） 3 材料（建築用材料）</p>	<p>二 受験資格 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。 （一） 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者 （二） 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。 （一） 成年被後見人又は被保佐人 （二） 禁錮以上の刑に処せられた者 （三） 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者 三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。</p>	<p>3 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者（一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者）に対して、指導方法のみの試験を行う。</p>

同	理事	役職名
小宮山 栄	石原 俊夫	氏 名
同	東八代郡石和町中川七三三番地	住 所
上平井三七〇番地	同	就 任 年 月 日
同	平成十六年四月一日	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番